相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市中之町二〇番五七、最後の住所三重県度会郡玉城町下田辺七〇九番地八

被相続人　亡　金森　洋介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

三重県伊勢市吹上一―七―七　きりん第六ビル四階

相続財産管理人　弁護士　奥村　雅道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市岩倉八七番地一、最後の住所三重県伊賀市東高倉二二三三番地の五四

被相続人　亡　高橋　浩幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

三重県名張市平尾三一一三番地五　贊急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市千代田町二一番、最後の住所大阪府高槻市上田辺町一五番二〇号

被相続人　亡　仁部屋禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

大阪市北区西天満六丁目一一番地六　瑞穂ビル六階　相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県安来市黒井田町一八九五番地三、最後の住所大阪市東成区大今里南四丁目一七番二六―九二五号　被相続人　亡　仲西　進吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四号

相続財産管理人弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大明石町一丁目二番、最後の住所兵庫県明石市鷹匠町一四番一号　鷹匠ビル四〇二号　被相続人　亡　長野八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

神戸市中央区三宮町二丁目一一―一　センタープラザ西館五〇一号

相続財産管理人　弁護士　森　有美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市つつじが丘南一丁目六番地六、最後の住所兵庫県三田市つつじが丘南一丁目六番地六　被相続人　亡　竹谷　忠光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

神戸市中央区元町通六―一―六　共進ビル七階

相続財産管理人　弁護士　矢形幸之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市直川二四九一番地七、最後の住所和歌山市直川二四九一番地の七

被相続人　亡　桑田　由香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

和歌山市板屋町二二番地和歌山大同生命ビル四〇三号　相続財産管理人　田中　祥博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市都野津町一七一一番地、最後の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎一〇五六番地　被相続人　亡　紀伊都津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

福岡県大牟田市天領町一丁目二〇二番地五

相続財産管理人　司法書士　宮脇　秀代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市中央街四番地一八、最後の住所熊本県合志市御代志七一八番地四

被相続人　亡　柏田カズエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

事務所熊本市南区江越一丁目二番二一号

相続財産管理人　司法書士　鳩田　一郎

平成二十四年五月十一日

福岡県大牟田市天領町一丁目二〇二番地五

相続財産管理人　司法書士　宮脇　秀代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市中央街四番地一八、最後の住所熊本県合志市御代志七一八番地四

被相続人　亡　柏田カズエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十一日

福岡県大牟田市中央町四番五号　あかつき法務司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　中山　雄輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市明治町二丁目四番地、最後の住所福岡県大牟田市明治町二丁目六一番地三五　被相続人　亡　末藤　政惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年５月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①集英社ビジネス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6023号　④集英社ビジネス株式会社　東京都千代田区神田神保町三丁目15番１号　代表取締役　片山道雄　⑤本社営業所　東京都千代田区神田神保町三丁目15番１号集英社ＳＢビル　⑥平成20年４月３日　⑧平成24年４月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田神保町三丁目15番１号　集英社ビジネス株式会社　代表取締役　片山道雄